官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔省　令〕
○容器保安規則等の一部を改正する省令（経済産業四一）　一
〔告　示〕
○容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示及び国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示の一部を改正する告示（経済産業一二三）　二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一五
特殊法人等
土地家屋調査士名簿登録等関係　一五三
地方公共団体
行旅死亡人関係　一五三
会社その他
会社決算公告　一五三

省令

○経済産業省令第四十一号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）に基づき、及び同法を実施するため、容器保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十一月十二日

経済産業大臣　梶山　弘志